公益社団法人千葉県園芸協会委託事業等指名業者選定審査会規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人千葉県園芸協会委託事業等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　公益社団法人千葉県園芸協会（以下「協会」という。）に審査会を置く。

（組　織）

第３条　審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

（委員長）

第４条　委員長は、専務理事の職にある者をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指名した者が、その職務を代理する。

（委員）

第５条　委員は、総務企画部長、産地振興部長、農地部長及び毎年度前記各部長がそれぞれ指名した各部の職員１名をもって充てる。

２　各部長の指名による委員の任期は、当該年度限りとする。

３　委員に事故あるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じて委員長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議長は、委員長をもって充てる。

４　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（審査）

第７条　審査会は次に掲げる事項について、機種、銘柄、契約の方法並びに指名業者（随意契約の場合の業者を含む。）の選定及び競争入札における条件の設定等に関することを審議する。

一　予定価格が１件２００万円以上の業務を随意契約により委託しようとする場合（ただし、企画提案（プロポーザル）方式による場合は、当該方式を導入しようとするとき。）。

二　予定価格が１件２００万円以上の業務を指名競争入札により委託する場合で、業者を選定しようとする場合

三　予定価格が１件２００万円以上の備品を購入する場合で、同種の機器等のうち１又は数種のものに限定しようとする場合

四　予定価格が１件４００万円以上の工事を随意契約により発注しようとする場合

五　予定価格が１件４００万円以上の工事を指名競争入札により発注する場合で、業者を選定しようとする場合

六　工事・物品・委託等の入札を総合評価落札方式によりしようとする場合

（議事の特例）

第８条　審査会は、下記に掲げる事案について、急を要する場合、会議に付する必要がないと認められる場合は、書類の合議で審査会に代えることができる。

一　予定価格が１件５００万円未満の業務を随意契約により委託しようとする場合（ただし、企画提案（プロポーザル）方式による場合は、当該方式を導入しようとするとき。）。

二　予定価格が１件５００万円未満の業務を指名競争入札により委託する場合で、業者を選定しようとする場合

（庶　務）

第９条　審査会の庶務は総務企画部において行う。

（秘密の保持）

第１０条　委員長、委員、関係職員は、審査会の会務内容について、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

（委任）

第１１条　この要項に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

（附　則）　この規程は、平成２７年３月２日から施行する。

令和８年４月１日一部改正。

公益社団法人千葉県園芸協会入札約款

平成２７年３月３日

（目的）

第１条　公益社団法人千葉県園芸協会（以下「協会」という。）が契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、この入札約款の定めるところによるものとする。

（千葉県約款の準用）

第２条　協会が行う建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約に関する入札については、千葉県入札約款（昭和４９年１２月２７日制定）を準用する。

２　協会が行う前項以外の契約に関する入札については、以下に掲げる事項を除き、千葉県入札約款（物品・委託等）を準用する。

一　電子入札に係る事項

二　紙入札方式参加届出書に関する事項

公益社団法人千葉県園芸協会指名業者等選定基準

（趣旨）

第１　協会が発注する建設工事、業務委託及び物品の購入その他の契約において指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほかこの基準の定めるところによるものとする。

（発注基準等）

第２　指名業者の選定等は、建設設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約については、千葉県建設工事指名業者選定基準を、物品の購入又は製造、印刷の請負その他に係る契約については、千葉県物品・委託等指名業者選定基準をそれぞれ準用する。

附 則

この基準は、平成２７年３月２日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行うものに適用する。